

平成19年2月13日 第1回 定例会

北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成19年2月13日（火）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

平成19年2月13日（火）午後2時開会
北河内4市リサイクル施設組合議会平成19年第1回定例会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	会期の決定	
2	議 案 第1号	平成18年度北河内4市リサイクル施設組合 補正予算（第2号）	
3	議 案 第2号	北河内4市リサイクル施設組合職員定数条例 等の一部改正について	
4	議 案 第3号	平成19年度北河内4市リサイクル施設組合 予算	
5	—	一般質問	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成19年第1回定例会会議録

1. 開 会 平成19年2月13日 午後2時00分から

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (13名)

(議 席)

1 番	三木 静夫 (枚方市議会)
2 番	千葉 清司 (")
3 番	石村 淳子 (")
4 番	岡林 薫 (")
5 番	西田 政充 (")
6 番	安田 勇 (寝屋川市議会)
7 番	渡辺 敏弘 (")
8 番	鮫島 和雄 (")
9 番	松尾 信次 (")
10 番	扇谷 昭 (四條畷市議会)
11 番	岸田 敦子 (")
12 番	谷 巖 (交野市議会)
13 番	前波 艶子 (")

1. 法第121条による出席者

管理者	馬場 好弘 (寝屋川市長)
副管理者	中司 宏 (枚方市長)
副管理者代理	西野 修 (四條畷市助役)
副管理者	中田 仁公 (交野市長)
収入役	吉岡 國夫 (寝屋川市収入役)
事務局長	中野 泰雄 (兼務)
課長代理	永田 昌宏
課長代理	辻 康明
係長	端野 敦夫 (兼務)
係長	向井 滋美
技術職員	川田 浩司 (兼務)

1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）環境部部長（広域リサイクル事業担当）

寺西 喜久雄

環境部次長（広域リサイクル事業担当）

兼ごみ減量推進課長 濱本 遵市

（枚方市）環境事業部長 西尾 和三

減量総務課長 山下 修

（四條畷市）市民生活部長 星野 重雄

生活環境課長 北崎 文雄

（交野市）環境部長 宇治 正行

廃棄物対策課長 松下 篤志

1. 議会事務局職員出席者

事務局長 中野 泰雄（兼務）

組合議会事務員 影林 修

係長 端野 敦夫（兼務）

技術職員 川田 浩司（兼務）

北河内4市リサイクル施設組合議会平成19年第1回定例会会議録目次
(平成19年2月13日)

開議（午後2時00分）	1
出席状況の報告	1
三木静夫議長の開会宣言	1
馬場好弘管理者の開会のあいさつ	1
会議録署名議員指定（岡林薫議員と安田勇議員）	2
会期の決定	2
諸般の報告（平成18年11月24日から平成19年2月12日までの諸会議の報告）	2
議案第1号 平成18年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）	2
議案第1号採決	3
議案第2号 北河内4市リサイクル施設組合職員定数条例等の一部改正について	3
3番 石村淳子議員の討論	4
議案第2号採決	5
議案第3号 平成19年度北河内4市リサイクル施設組合予算	5
10番 扇谷昭議員の質疑	7
1. 環境対策、特に新聞報道された2つの調査結果を受けた 大気環境汚染対策について	
2. 活性炭吸着装置の詳細設計、工事請負契約条件等について	
3. 市民啓発等に要する経費について	
中野泰雄事務局長の答弁	10
扇谷昭議員の再質問	11
中野泰雄事務局長の答弁	14
扇谷昭議員の再々質問	15
中野泰雄事務局長の答弁	17
9番 松尾信次議員の質疑	17
1. 裁判費用について	
2. 交際費について	

3. 北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会について	
4. 広報等による啓発について	
中野泰雄事務局長の答弁	18
松尾信次議員の再質問	19
中野泰雄事務局長の答弁	20
松尾信次議員の再々質問	21
9番 松尾信次議員の討論	21
議案第3号採決	22
一般質問	22
休憩（午後3時5分）	
再開（午後3時12分）	
10番 扇谷昭議員の一般質問	22
1. 基本構想が示した施設整備に向けた課題対策について	
中野泰雄事務局長の答弁	23
扇谷昭議員の再質問	24
中野泰雄事務局長の答弁	26
扇谷昭議員の再々質問	27
3番 石村淳子議員の一般質問	27
1. 健康被害と住民合意について	
2. 各市の分別収集の実態と市民負担について	
中野泰雄事務局長の答弁	30
石村淳子議員の再質問	31
中野泰雄事務局長の答弁	33
会議時間延長の宣言（午後3時52分）	34
9番 松尾信次議員の一般質問	34
1. 寝屋川市の大気汚染の現状と（仮称）北河内4市リサイクルプラザについて	
2. その他	
中野泰雄事務局長の答弁	36
松尾信次議員の再質問	37

中野泰雄事務局長の答弁	38
松尾信次議員の再々質問	39
11 番 岸田敦子議員の一般質問	40
1. 疫学調査の実施と建設差止について	
2. 活性炭について	
中野泰雄事務局長の答弁	41
岸田敦子議員の再質問	41
中野泰雄事務局長の答弁	43
岸田敦子議員の再々質問	43
馬場好弘管理者のお礼のあいさつ	44
三木静夫議長の閉会のあいさつ	45
閉会（午後4時29分）	45
地方自治法第123条第2項の規定により署名	
付議事件一覧	

(午後 2 時 00 分 開会)

○議長(三木 静夫君) 皆さんこんにちは。本日は、何かとご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。開会に先立ち、事務局長に議員の出席状況を報告させます。中野事務局長。

○事務局長(中野 泰雄君) 本日の会議のただいまの出席議員は 13 名です。以上で報告を終わります。

○議長(三木 静夫君) ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 19 年第 1 回定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に際し、管理者からあいさつをしたい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。馬場管理者。

○管理者(馬場 好弘君) 定例会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 19 年第 1 回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方にはご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、(仮称)北河内 4 市リサイクルプラザは、昨年 12 月 18 日に建設工事に着手し、平成 20 年 2 月の施設稼働に向けて着実に事業を進めているところでございます。

そのような中、先般 2 月 4 日及び 2 月 7 日に寝屋川市が化学物質に汚染されているような記事が、一部新聞により報道されました。報道された記事に関しましては、民間会社と本組合に対する訴訟における原告側の主張として出された調査の結果であり、市民の皆様方をはじめ、議員各位の皆様方にご心配をおかけいたしましたことは大変遺憾に思っているところでございます。

記事に関しましての真偽は別途明らかになるかと思いますが、本組合事業による安全性につきましては、既に専門委員会での検討結果や、施設の環境保全対策などで対応しているところでございます。

事業の推進にあたりましては、今後とも安全には万全を期すとともに、一層適正かつ透明性のある組合運営に努めてまいり所存でございます。議員の皆様方におかれましては引き続きご支援をお願い申し上げます。

本日は、平成 18 年度補正予算及び本組合職員定数条例等の一部改正並びに平成 19

年度予算の3議案と一般質問を予定いたしております。なお、議案につきましては上程の都度、ご説明を申し上げますので、慎重ご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、誠に簡単でございますが、定例会の開会にあたりましてのごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（三木 静夫君） 次に本定例会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は岡林薫議員、安田勇議員の2名を指名いたします。

日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三木 静夫君） ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。平成18年11月24日から平成19年2月12日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布いたしております報告書のとおりでございます。ご了解いただきますようお願いいたします。

日程第2、議案第1号 平成18年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。辻課長代理。

○課長代理（辻 康明君） ただいまご上程いただきました議案第1号 平成18年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成18年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額18億5107万3000円の予算の範囲内において予算の更正をする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。4ページをお開き願います。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 負担金につきましては251万7000円の減額補正でございます。本補正の理由につきましては、繰越金の予算計上に伴う

各市負担金の精算でございます。内訳といたしましては、枚方市負担金が 74 万 8000 円の減額、寝屋川市負担金が 66 万 1000 円の減額、四條畷市負担金が 54 万 9000 円の減額、交野市負担金が 55 万 9000 円の減額となっております。

次に 5 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金につきましては 251 万 7000 円の補正でございます。理由につきましては、平成 17 年度決算における実質収支額、決算剰余金を繰越金として予算措置するため、補正させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三木 静夫君） これから質疑に入ります。なお、会議規則により質疑の回数は 3 回を超えることができません。また、議題は補正予算の審議ですので、議題外に及ぶことのないように念のためにお知らせいたします。順次、質疑を許します。

これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三木 静夫君） 質疑なしと認めます。これから討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三木 静夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 号を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三木 静夫君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決いたしました。

日程第 3、議案第 2 号 北河内 4 市リサイクル施設組合職員定数条例等の一部改正についてを議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。永田課長代理。

○課長代理（永田 昌宏君） ただいまご上程いただきました議案第 2 号 北河内 4 市リサイクル施設組合職員定数条例等の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の 1 ページをお開き願います。

本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の制定により、収入役を廃止し、一般職である会計管理者を置くこととされたため、所要の改正を行うものでございます。

それでは条文の朗読を省略させていただきまして、主な改正内容についてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。また、あわせて4ページから8ページの新旧対照表をご参照賜りたいと存じます。

第1条は、北河内4市リサイクル施設組合職員定数条例の一部改正でございまして、一般職である会計管理者を置くことに伴い、職員の定数を8名から9名に1名増員するものでございます。

第2条は、北河内4市リサイクル施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございまして、収入役の廃止に伴う条文整備でございまして。

第3条は、北河内4市リサイクル施設組合職員等の旅費に関する条例の一部改正でございまして、収入役の廃止に伴う条文整備でございまして。

最後に附則といたしまして、第1項は、施行期日について、地方自治法の一部改正が施行されます平成19年4月1日から施行するものでございまして。

第2項は、経過措置の規定でございまして、現在の収入役が在職している間、収入役にかかる規定については、従前の条文がなおその効力を有することとするものでございまして。

以上、甚だ簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三木 静夫君） これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三木 静夫君） 質疑なしと認めます。これから討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論ありませんか。石村議員。

○3番（石村 淳子君） ただいま提案されました議案第2号 北河内4市リサイクル施設組合職員定数条例等の一部改正につき反対の討論を行います。

本議案は、昨年5月31日に成立をいたしました地方自治法一部改正を根拠としております。地方自治法一部改正のその中身というのは、行政財産の貸し付けの拡大をはじめとし、出納長や収入役の廃止などが盛り込まれているわけです。収入役が廃止をされるとということで、収入役に代えて会計管理者を置くということになっているわけです。議会の同意による特別職である収入役は、助役や副市長などとは違って、市長による任期中の一時的な退職というのは認められていません。現行の制度は市長から独

立してその職務を遂行すべき責任を負う、その収入役の身分を保障すると同時に、会計事務の公正と継続性を確保するということになっています。したがって出納長をはじめとして収入役の廃止というのは、首長へのチェック機能を弱めることになるわけです。よって、本議案には反対であることを表明いたします。

○議長（三木 静夫君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三木 静夫君） これをもって討論を終結します。

これから議案第2号を起立により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（三木 静夫君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号 平成19年度北河内4市リサイクル施設組合予算を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。辻課長代理。

○課長代理（辻 康明君） ただいまご上程いただきました議案第3号 平成19年度北河内4市リサイクル施設組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。別冊の予算書1ページをお開き願います。

平成19年度北河内4市リサイクル施設組合の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1897万3000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。

まず歳出からご説明をさせていただきます。16ページをお開き願います。

1 款 議会費、1 項 議会費、1 目 議会費、本年度予算額 311 万 8000 円でございます。主な内容としたしましては、議員 13 人分の報酬が 211 万 3000 円、行政視察旅費が 67 万 6000 円、会議録の作製に要する経費が 27 万 9000 円などでございます。

次のページ、18 ページをお開き願います。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、本年度予算額 5902 万 1000 円でございます。主な内容としたしましては、特別職の報酬などの人件費が 82 万 5000 円、車両管理に要する経費が 28 万 7000 円、例規集追録作製に要する経費が 26 万 2000 円、派遣職員人件費 6 人分などの各種負担金が 5600 万 9000 円などでございます。

次のページ、20 ページをお開き願います。

2 目 公平委員会費、本年度予算額 4 万 9000 円でございます。内容としたしましては、公平委員 3 人分の報酬 2 万 4000 円、その他諸経費 2 万 5000 円でございます。

2 項 監査委員費、1 目 監査委員費、本年度予算額 24 万 3000 円でございます。内容としたしましては、監査委員 2 人分の報酬 21 万 8000 円、その他諸経費 2 万 5000 円でございます。

次のページをお開き願います。

3 款 衛生費、1 項 清掃費、1 目 リサイクル施設費、本年度予算額 5 億 3025 万 3000 円でございます。主な内容としたしましては、北河内 4 市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会に要する経費が 20 万 8000 円、分別排出啓発パンフレット作製に要する経費が 510 万 5000 円、(仮称)北河内 4 市リサイクルプラザ工事監理委託料が 514 万 5000 円、工事請負費が 5 億 1874 万 6000 円、下水道受益者負担金が 96 万 3000 円などでございます。

次のページをお開き願います。

4 款 公債費、1 項 公債費、1 目 利子、本年度予算額 2378 万 9000 円でございます。内容としたしましては、組合債利子が 2273 万 5000 円、国庫補助金の納入及び起債借り入れまでの資金に対する一時借入金利子が 105 万 4000 円でございます。

次に 5 款 予備費、1 項 予備費、1 目 予備費、本年度予算額 250 万円でございます。

以上が歳出でございます。

それでは続いて歳入についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、10 ページにお戻り願いたいと存じます。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 負担金、本年度予算額 1 億 2531

万 4000 円につきましては、各市負担金でございます。内訳といたしましては、枚方市負担金が 4613 万 8000 円、寝屋川市負担金が 3514 万 2000 円、四條畷市負担金が 2134 万 3000 円、交野市負担金が 2269 万 1000 円でございます。

次のページをお開き願います。

2 款 国庫支出金、1 項 国庫補助金、1 目 衛生費国庫補助金、本年度予算額 2 億 3958 万円につきましては、廃棄物処理施設整備費国庫補助金でございます。

次に 3 款 諸収入、1 項 組合預金利子、1 目 組合預金利子、本年度予算額 1 万円につきましては、現金の預金に伴います利子でございます。

次に 2 項 雑入、1 目 雑入、本年度予算額 496 万 9000 円につきましては、分別排出啓発パンフレット作製代金に伴います雑入でございます。

次のページをお開き願います。

4 款 組合債、1 項 組合債、1 目 組合債、本年度予算額 2 億 4910 万円につきましては、一般廃棄物処理事業債でございます。

続きまして 3 ページの方にお戻り願いたいと存じます。

「第 2 表 地方債」についてでございます。一般廃棄物処理事業債につきましては 2 億 4910 万円を限度といたしております。なお、借入先、借入の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりでございますので、ご了承賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三木 静夫君） これから質疑に入ります。順次、質疑を許します。まず、通告に従い、扇谷議員の質疑を許します。10 番、扇谷議員。

○10 番（扇谷 昭君） 四條畷市派遣の扇谷昭でございます。通告をさせていただきました本予算に対して何点かの質疑をさせていただきます。どうか誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず 1 点目であります。先ほど馬場管理者のごあいさつの中にも触れられました環境対策、特に今回新聞報道されました 2 つの調査結果を受けました大気環境汚染対策についてお尋ねをいたします。

このたび本年度予算が示され、説明をいただきました。この予算に貫かれております基本的な考え方は、本年度中の施設建設・完成を着実に進めようとするものであります。一昨年 8 月に本施設の建設差し止め請求訴訟が起こされており、有害ガスの発生メカニズムやその健康被害等が争点となっており、これら訴訟に真摯に対応すると

ともに、施設周辺住民の不安を取り除く意味からも、施設環境整備対策にかかわる予算計上が必要ではなかったかと、このように考えるところでございます。

また、平成 16 年本施設組合発足以来、様々な問題を抱えながら営々と進めてまいりました圧縮梱包処理施設建設が、いよいよ当該年度中に本格稼働が予定されながら、その施設稼働に伴う予算が当初予算に計上されなかった、このことについても極めて遺憾であります。

時折しも、本施設の建設差し止め請求訴訟の、先日、2月6日に行われました原告側証人、岡山大学津田教授（環境疫学）及び東京大学柳沢教授（環境学）の調査結果が新聞に大きく報道をされました。この新聞報道によりますと、津田教授が昨年7月、8月に行った疫学調査によると、容器包装プラスチックの民間リサイクル会社の処理工場の周辺700m以内に昼間在宅している住民は、工場から2800m付近の住民と比較いたしまして、湿疹発症が約12倍の高率で発症しているということが分かったとされ、行政が住民の調査をしないのはおかしいと、津田教授はコメントをしておられます。

また、同じく柳沢教授が昨年6月に行った大気環境調査では、同民間会社の工場周辺100m地点で発がん性のある化学物質ベンゼンが、国が定めた大気環境基準の1m³当たり3μgの2.6倍にあたる7.78μgが検出され、周辺住民が臭気を訴えたところ、このようにされ、ベンゼンは長期摂取すると発がんの恐れがある、このように報道されたところでございます。

この間、多くの住民から問題提起を受けてきた有害化学物質による大気汚染、そして身体への悪影響について、この2つの調査結果、新聞報道は決して無視のできるものではございません。

また、柳沢教授につきましては、北河内4市リサイクル施設組合専門委員会報告書の中で少数意見として採用はされませんでした。寝屋川市域は他市に比べ、揮発性有機化学物質に高濃度に汚染された地域であり、さらに悪化させる可能性のある本施設建設を是認する合理的理由はなく、高濃度汚染の原因探索が必要であると主張、問題提起されたことは皆さんご存じのとおりであります。

そこでお尋ねをいたします。これら新聞報道されました2つの調査結果に対する本施設組合の見解及び今後の対策についてお尋ねをいたします。

次に2点目でございます。活性炭吸着装置の詳細設計、工事請負契約条件等についてお尋ねをいたします。昨年12月1日に発行されました北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会だよりによりますと、臭気・周辺環境問題に関する住民の質問

に対して、臭いは、開口部から出ないように対策しております。また、専門委員会の報告書を踏まえて、搬入物を取り扱うエリアの空気は、すべて集じん、活性炭吸着装置で浄化処理して排出をいたします。臭い、粉じん、騒音の対策は工事請負契約の条件となっております、このように受け答えをしておられます。

問題は、周辺環境を守るために活性炭吸着装置で一体どこまで浄化処理できるのかということであります。また、工事請負契約の条件として具体的にどのような基準が盛り込まれたのかということが問題でございます。この点、同専門委員会の報告書の中で、活性炭吸着塔に装置された活性炭の破過について実績が少なく、交換頻度が特定できないと主張した柳沢教授に対し、多くの専門委員は、多くは詳細設計の段階で排出負荷量を十分に低減できる設備の設計が可能であると、このように主張したと記述をされております。また、生態や環境への影響を最小限にするための努力は公共事業の使命であり、そのための費用は負担しなければならない、とも記述をされたわけであります。

このことについて、私は昨年7月の本議会臨時会において、本施設建設工事請負契約の締結に関して、有害ガス対策や環境保全対策は万全か、と質したのに対し、工事費内訳における排気浄化用の活性炭吸着設備については予定価格以上の見積りがされているため、十分な設備が期待できるとの答弁がございました。しかし、私はこの契約が設計・施工の一括発注ということから詳細設計がなされていない点をご指摘申し上げた上、工事着手前の詳細設計、施設建設にあたって、有害物質の除去対策や環境保全対策について、地元協議に万全を尽くすこと、そして住民の皆様の不安の除去に努めていただきたい、強く要望をさせていただいたところでございます。

そこで活性炭吸着装置に装着された活性炭の破過及び交換頻度の特定について、契約締結後の詳細設計の段階で、この専門委員会の問題提起に対し、どのように対処され、対策を講じられることとされたのか、お尋ねをいたします。

そして専門委員会の指摘を重く受け止めるならば、予測される環境影響に対する対策費用の計上があつてしかるべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

また、臭い、粉じん、騒音対策について、工事請負契約に盛り込まれました条件につきまして具体的にご説明を賜りたい、このように思います。

次に3点目でございます。市民啓発等に要する経費についてお尋ねをいたします。私は本施設稼働について、構成4市の分別・収集体制の構築は必要不可欠な要素であり、極めて重要であると本議会を通じ一貫して訴えてまいりました。同じく協議会だ

よりによりますと、瓶などの不燃物の混入については、収集日が異なるので混入は想定していないと組合は答えており、委員から各市の分別収集の指導をきっちりやってもらいたいと指摘を受けたと、このようにされております。本予算の中で分別啓発については、構成4市共通パンフレット作製経費510万5000円が計上されておりますが、他に市民啓発等に要する経費3万5000円が計上されているにすぎません。

私は市民啓発は大変遅れておると、このように判断をしております。本施設の稼働にとりまして構成4市の市民協力は欠かせない要素であり、関心のある市民から新たな分別に対する不安の声が多数私に届いております。さらに情報不足がこの不安に拍車をかけているのであります。分別収集実施に向けた啓発は、構成4市の責任であることは十分承知をしております。がしかし、構成4市で分別・収集されたそのプラスチックごみが本施設に搬入され、処理・処分されるわけで、施設の効率的な維持管理、安全運転、環境対策等どれをとりましても大変重要な要素であり、4市リサイクル施設組合においても市民啓発にでき得る限り力を注いでいただきたい、このように考えております。計上された市民啓発等に要する経費3万5000円の具体的な事業内容についてご説明を賜りたいと思います。以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三木 静夫君） 理事者から答弁を求めます。中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 扇谷議員の質問に順次お答えを申し上げます。

扇谷議員がただいま述べられましたとおり、先日、2月4日及び2月7日に本組合と民間会社に対する訴訟に関連しまして2つの調査結果が一部新聞に大きく報道されております。報道されました内容は、先日、2月6日に行われました原告側証人の主尋問において証言されました疫学調査と大気環境調査の結果に関するものでございます。

それぞれの証言、報告書の内容につきましては、訴訟の原告・被告の立場から、争点の重要な要素でございまして、今後、本件報告書の内容等につきまして本組合及び民間会社によります反対尋問が予定されております。しかしながら、これらの調査結果が報道され、市民の皆様にご不安を与えていることは大変遺憾なことでございます。

組合といたしましては、これまで行ってまいりました専門委員会によります安全性の検証や施設の環境保全対策、透明性のある施設を目指すための北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会の設置など、施設の安全性を高める施策につきまして今後より一層の対応を検討する必要があると考えているところでございます。

次に専門委員会で問題提起されました活性炭の破過及び交換頻度の特定についての

対応でございますが、活性炭吸着設備の設計段階におきまして、専門委員会での実験により得られた梱包物 1 kg 当たりの TVOC のトルエン換算値を基に、原臭濃度を設定した上で、接触時間と吸着能力により、原臭濃度における活性炭の寿命を算出しております。約 8 トンの活性炭を半年ごとに交換する設計としているものでございます。

なお、活性炭の種類につきましては、ヤシ殻の活性炭を使用する予定となっております。

次に予測される環境影響に対する対策費用についてでございますが、施設稼働によりまして活性炭の交換や排出空気の調査・検証などが必要となっております。これにかかる予算につきましては、施設運営経費として今後精査を行いまして、予算化をいたす予定でございます。

次に環境対策についての発注条件と根拠についてでございますが、環境対策についての条件は、公害関連法令及びその他の法令に適合し、これを遵守し得る構造・設備とするといたしております。粉じんにつきましては、集塵機出口で $0.02 \text{ g} / \text{N m}^3$ 以下、施設内の粉じんは、労働基準法に基づく労働環境衛生基準の $0.15 \text{ g} / \text{N m}^3$ 以下とする。騒音につきましては、騒音規制法に基づく敷地境界線における規制基準として朝・夕刻は 50 デシベル、昼間は 55 デシベルを遵守する。振動につきましては、振動規制法に基づく敷地境界線における規制基準の 60 デシベルを遵守する。悪臭につきましては、悪臭防止法に基づく基準を遵守することとしております。

なお、悪臭防止法では、特定悪臭物質につきましてそれぞれ基準がございますが、多物質にわたるため数値は省略させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に市民啓発等に要する経費 3 万 5000 円につきましてのご質問でございますが、これにつきましては住民説明会などにかかる市民会館の借上料金として科目設定をさせていただいているものでございます。

なお、分別排出にかかる市民啓発につきましては構成市において実施をされますので、その経費につきましては各市で予算化をされるものでございます。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 扇谷議員。

○10 番（扇谷 昭君） それではただいまご答弁いただきました点につきまして何点か再質問をさせていただきたいと、このように思います。

まず 1 点目です。2 つの調査結果に対する当施設組合の見解、今後の対応について

であります。私はこの問題が毎日新聞に大きく報道されたということから取り上げたわけであります。特に湿疹発症につきましては、先日、2月4日付朝刊の、これは社会面のトップ、またベンゼン基準につきましては、先日、2月7日付朝刊、これは1面トップに取り上げられました。これらの新聞報道が地域住民の皆様にご与える影響は私は相当大きいと、このように判断をいたします。住民の皆様が抱かれる不安に対し、真摯に対応し、本施設の本格稼働に理解と協力を得ていくことこそが、今、本施設組合に求められておる、このように思うわけであります。

そういう観点に立ちますと、ただいまの答弁では、この報道が市民に不安を与えていることは遺憾と、このように述べるにとどまっておられます。本当に残念な答弁だと私は思います。

そこで改めてお尋ねをいたします。まず1点目、この報道につきましては訴訟維持の観点から詳細に答えられないということは十分承知をしておりますが、住民不安が起きているということはまさに事実であろうと、このように思います。施設建設を進める当組合行政として見解を明らかにすべきではないかと思いますが、この点改めてお伺いをいたします。

2点目は、施設の安全性を高める施策について、今後より一層の対応を検討すると、このようなご答弁がございましたが、市民の不安に伝えるためにも、本施設組合において疫学調査や大気環境調査を実施するという事を考えておられるのかどうか、答弁を求めます。

3点目は、活性炭の破過、交換頻度、活性炭の種類についてお尋ねをいたします。この点、過去本議会において何度となく様々なやりとりが行われました。ただいま、約8トンの活性炭を半年ごとに交換する設計との答弁をいただきました。また、活性炭の種類につきましては、ヤシ殻活性炭を使用するのご答弁でございました。専門委員会の指摘もあり、議会からも要望が出てきたわけで、詳細設計の段階でこのような設計仕様が決まった段階で、私ども議会や市民にも情報提供があつてしかるべきではなかったかと、このように思います。有害ガス対策、環境保全対策にとって、この活性炭の使用量や交換頻度は大変重要な要素、改めて確認をさせていただきたいと思っております。使用量8トン、交換頻度年2回で、活性炭吸着装置による浄化処理は問題ないと言い切れるレベルということは間違いのないことかどうか、ご確認をもう一度させていただきたいと思っております。

そして同時に、昨年第2回定例会の質疑の中で、無機物の吸着を促進するというこ

とから添着炭の使用を視野に進めると、このご答弁があったと思います。このヤシ殻活性炭を使用することになったその選定理由について、改めてお伺いをいたします。

次に環境影響に対する対策費用の計上についてであります。私は先ほども申しあげましたとおり、本予算に施設運営経費が計上されなかったことに失望をしております。懸案の施設建設、そしてその年度内稼働を現実に見据えながら、施設運営経費の計上が先送りされたことは誠に残念であります。そしてこの施設運営経費の精査にあたって、当然のことながら施設の安全運転の観点から予測される環境影響に対する対策費用の計上を盛り込まれたものと、このように考えるところでございます。ただいまの答弁で、予測される環境影響に対する対策費用については今後十分精査をし、予算化するとの答弁がございましたので、施設の安全運転、環境対策に万全を期すよう、十分予算を確保して対処していただきたく、強く要望をしておきます。

次に臭い、粉じん、騒音対策等についてでございます。これら対策につきましても、答弁の基準達成のため、例えば施設の車両プラットフォームの入口は、エアカーテン等で外界と遮断する。室内は負圧として、規制基準を満たす性能を有する集じん装置等を設置する。ごみピット等には局所的に悪臭を吸引し、活性炭等による脱臭装置塔を経て屋外に放出する等の対策が講じられるとの説明を過去受けております。ご答弁いただいた基準を大きくクリアする環境が保全できるよう発注条件の遵守とレベル維持に向けて最大限の取り組みをしていただくよう強く要望をさせていただきます。

また、悪臭防止対策についてであります。大阪府が従前の濃度規制では不十分との認識に立ち、関係市町村と協議が整ったところから順次促進していくという臭気指数制度の導入について、以前にも議論があったところでありますが、私からも構成4市における実施に向けて前向きな取り組みを強く要望しておきたい、このように思います。

施設周辺住民の皆さんが日々生活しておられる切実な声に耳を傾ける姿勢を堅持していただき、そしてそのためには何よりも現状認識が必要で、行政自らが目、耳、鼻で確かめるということを実践していただきたい、強くお願いしたいところでございます。濃度規制は多物質にわたるとはいうものの、あくまでも特定物質の悪臭対策であり、人が感じるありとあらゆる臭気を対象としたものではありません。しかし臭気指数制度は、人が感じる臭気を基準にして規制を加えようとするものであり、より市民の日常生活に直結する形で悪臭防止対策が可能となるものであります。よろしく願いをしておきます。

そして最後に市民啓発費についてであります。ごみ処理において分別、収集、運搬は構成4市が担い、処理、処分を当組合が担うということは十分承知をしております。しかし、家庭から排出されるごみが最終処分されるまでの過程は連続性を帯びた工程であり、なかんずく排出する一般家庭における理解と協力は不可欠であります。施設が完成をいたしましても不適切な分別収集が行われますと、結果として施設の稼働そのものに大きな影響を及ぼす結果となります。

四條畷市でも本年1月広報誌に北河内4市リサイクルプラザの建設が始まりましたと完成予想図とともに、施設建設が進んでいることが市民に知らされました。しかし、肝心のこの施設稼働によって市民生活におけるごみ排出が一体どのように変わろうとしているのか全く触れられませんでした。施設ができましても市民生活には何ら変わりはありません。しかし、ごみの排出ルールが変われば市民生活は大きく影響を受けるわけであります。そして施設稼働によって、稼働時にはこの排出ルールが大きく今変わろうとしているわけであります。この部分について市民の皆様にもこれでもかこれでもかと説明をし、理解と協力を求め、そして結果としてペットボトル、その他プラスチック製容器包装ごみの分別排出に協力いただくことが何よりも肝要であります。

住民説明会などにかかる市民会館等の借上料を計上したと、ただいま答弁をいただきました。そして分別排出にかかる市民啓発については各構成市で予算化されるもの、このような答弁もいただきました。私は分別排出は第一義的には構成各市の責任との認識は持ってはいますが、あえて施設の効率的な運転管理、環境対策、安全対策の観点からも、今回啓発チラシを組合主導のもとで構成4市がワーキンググループを組織して作成にあたられたように、分別排出にかかる市民啓発につきましても、施設組合も各市に出向き、構成4市と連携のもとに住民説明を行うことが、本施設稼働に大きく資すると考えますが、いかがでしょうか。分別排出にかかる市民啓発について施設組合の基本的な考え方を改めてお伺いいたします。

以上、4点について再答弁を求めます。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 扇谷議員の再度のご質問に順次お答えを申し上げます。

まず報道の内容に対するご質問でございますが、詳細は裁判所での論争となるべきものですのでお答えできませんが、一般的な見解といたしまして申し上げますと、まず疫学調査に関しましては、本調査は横断研究によるものと判断しております。この方法では因果関係を推測するのは一般的に難しいと言われております。次に大気環境

調査におきましては、短時間の測定データを月1回以上、年12回以上、24時間サンプリングでの測定結果の平均値である環境基準と比較されていることや、廃プラの全戸収集・民間施設の稼働との関連付けにおいて、寝屋川市クリーンセンター及び民間施設が、この大気環境調査の基準値の測定地点である寝屋川市役所とは2km以上離れているにもかかわらず、大きな影響を与えたとする推測は、私ども組合としては理解できないものでございます。

次に疫学調査や大気環境調査の実施も考えているのかというご質問でございますが、組合はこれらの原因施設は現在まだ持っておりませんので、組合として実施すべき理由はないと考えております。

なお、施設稼働後の排出空気との比較を行うため、施設稼働前の現況把握としての調査は今後実施していかなければならないと考えております。また、地域環境や報道記事に対する対応は、大阪府等に要望をしてみたいと考えております。

次に必要活性炭量につきましては、原臭濃度設定時の安全率を考慮して算出してございまして、約8トンでございます。また、この原臭濃度は活性炭の寿命にも関係してございまして、半年に1回という交換頻度も安全側に算出されたものでございますので、問題はないというふうに認識いたしております。

次に昨年11月の第2回定例会時点におきましては、各活性炭メーカーごとの吸着能力などのデータはございませんでしたが、その後の詳細設計の中で、各メーカーからの提出資料によりまして、特定悪臭22物質に含まれる無機質の物質につきましても、ヤシ殻活性炭で吸着できることが確認できましたので、添着炭よりも安価である普通炭を選定しているものでございます。

次に分別排出にかかる市民啓発についてでございますが、本組合としては分別排出の徹底や、分別基準適合物の品質を上げるためにも、構成各市が主体となって実施されます分別排出にかかる住民説明会への参加なども視野に入れまして、構成4市とも連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 扇谷議員。

○10番（扇谷 昭君） まず最初に2つの調査に対する組合の見解、そして調査の実施の考え方について答弁をいただきました。ただいまの答弁では、疫学調査は横断研究である。因果関係を推測するのは難しいということ。また、さらに大気環境調査は調査期間や調査地点に問題があり、施設組合としては理解できないとの見解であったと、このように思います。

毎日新聞によりますと、2つの調査結果の因果関係は確かに不明と、このように報道がされております。しかし湿疹の発症につきましては、工場操業と住民の健康被害の因果関係を強く示している、このように報道がされました。この点、新聞報道とは相容れない見解であったと、このように思います。

ただし、これら見解の相違につきましては、疫学調査や大気環境調査の結果についての検証等を踏まえながら、今後、裁判の審理を通じて明らかにされることになると、このように私は考えます。また、司法の判断に委ねることが今は最も肝要とも考えるところでございます。

しかし、一方でマスコミ報道等による住民不安に対しては、施設組合として最大限の努力を払い、でき得る限りの対策は、これは講じていただきたいというのが私の立場であります。

その意味におきまして、疫学調査や大気環境調査を組合として実施する理由がないとするただいまの答弁の一方で、リサイクル施設稼働前後の排出空気の比較検証を行う必要性はお認めをいただき、施設稼働前の現状把握調査を行う、このような答弁をいただきました。市民の皆さんの不安を払拭するという点、現況調査の実施については大いに評価をさせていただきたい、このように思います。

ただいま答弁をいただきました施設稼働前の現況把握のための調査を誠実に履行すること、そして大阪府に対し事業者への働きかけを一層強化するよう働きかけること、この2点を強く要望しておきたいと思っております。

そこで1点のみお尋ねをしたいと思っております。この施設稼働前の現況把握のための調査について、現段階で想定しておられる調査内容、調査項目がお示しいただけるのであればお示しをさせていただきたい、このように思います。

次に活性炭の種類についてであります。活性炭吸着装置に使用する必要活性炭量、そしてその交換頻度はお示しをいただいた数量、頻度で問題ないレベルであるということをご確認いただいたというふうに思います。

また、使用するヤシ殻活性炭のこの採用理由につきましては、その吸着能力、低コストからの選定ということについて理解をさせていただきました。

最後に市民啓発についてであります。もう繰り返しいたしません。施設稼働後、最も施設運転管理に影響を及ぼすことが搬入されるごみ質であるということでございます。清掃法に定める役割分担もさることながら、ごみが出る各家庭段階で十分な理解と協力が得られるよう、分別排出については構成4市はもとより、施設組合も一体

となって取り組みを強化されるよう強く要望いたします。

その意味からも、構成4市が実施する分別排出に関する地元説明会に4市と連携をしながら施設組合としても積極的に参加するとの大変意欲的な答弁をいただきました。組合がゆえの壁を取り除き、施設組合と構成4市ががっちりスクラムを組み、市民啓発に取り組んでいただきたい。この点大いに評価を申し上げ、また期待を申し上げるところでございます。そして願わくば、将来の本施設の効率運転や費用対効果の観点から、施設組合として市民啓発に必要な経費は補正予算を組んで確保の上、対処していただきたい。強く要望し、私の質疑を終えます。

1点のみ最後に答弁を求めます。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 施設稼働前の現況把握調査内容でございますが、現時点で想定しております施設周辺環境についての現況把握調査につきましては、一般粉じん、騒音、振動、悪臭 22 物質及びTVOCを想定いたしております。なお、施設稼働後は、電光掲示板においてVOCとトルエンを市民の皆さんが直接見れるような表示も考えております。さらに年に1回程度ですけれども、施設稼働後は集塵機出口における一般粉じん、敷地境界線上での騒音、振動、活性炭吸着装置出口における悪臭 22 物質及びTVOCを測定する予定といたしております。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） ほかに質疑ありますか。松尾議員。

○9番（松尾 信次君） 寝屋川の松尾信次です。本予算では（仮称）北河内4市リサイクルプラザ建設にかかわるものが5億2389万1000円計上されています。予算の総額が6億1897万3000円でありますので、実に84.6%を占めております。安全性に重大な問題があり、住民合意の得られていない施設建設には容認できないことを改めて申し上げておきます。

その上で4点についてお聞きをいたします。第1は裁判費用についてであります。住民から新しい施設建設差し止めを求める裁判の提訴がされています。2005年度で35万円、訴訟委任に対する着手金が執行されておりますけれども、来年度につきましては予備費の中で150万円の支出が見込まれておるといふふうに事前にお聞きいたしましたが、この内訳、支出の見通しについてお聞きをいたします。

第2は交際費であります。議長及び議会交際費が3万円、管理者及び組合交際費が1万円計上されておりますが、科目設定というふうに理解していいのかどうか。当然これは支出の可能性がないと考えますけれども、そもそも交際費の必要性についてど

のように考えておられるか、お聞きをいたします。

3つ目に北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会についてであります。寝屋川の東小校区、宇谷小校区、明和小校区、梅が丘小校区などに限定した30自治会のうち18自治会が協議会に参加されているとお聞きいたしますけれども、各自治会でこの新たな施設建設についてどのような議論がされてきたのか、またされているのか、当該住民への周知はどのようなものか、お聞きをいたします。

4つ目は広報等による啓発についてであります。分別排出啓発パンフの経費あるいは市民啓発等の経費などが予算計上されておりますけれども、本施設組合につきましては独自の広報誌を持っていません。構成4市の広報誌を使って住民の皆さんに報告する。あるいは住民の皆さんの意見を聞くというふうになると思うんですが、この施設組合の広報誌がない中で各市の広報を使ってやられているということでありまして、各市と連携してやられているということで、このことにつきましてもお聞きしたいと思います。

私は広報誌での啓発につきましては、その中身について改善が必要と考えます。例えば寝屋川市の昨年12月15日付の広報におきましては、(仮称)北河内4市リサイクルプラザ建設が始まりますということで、施設は安全性を最優先、周辺環境に配慮した施設建設設置へ、環境保全推進連絡協議会でより高い透明性をとということで見出しが書かれておりますけれども、例えばこの中で専門委員会が周辺環境にほとんど影響を与えないと判断されるという最終的に報告をしたということが書かれておりますけれども、この中で例えば専門委員会が実際には意見が分かれて強い異論があったということについては全く触れておりません。あるいは環境保全推進連絡協議会の問題につきましても、この環境保全推進連絡協議会を置くことによって住民に対する周知とか意見反映がされているかのように書かれておりますけれども、実際には周辺住民に強い反対があることについても全く触れておりません。これでは私は公正な広報とは言えないというふうに考えます。本施設建設につきましては異なった強い意見、異論があることを十分に踏まえたものにすべきと考えますが、この点につきましてもお聞きいたします。

○議長(三木 静夫君) 中野事務局長。

○事務局長(中野 泰雄君) 松尾議員のご質問に順次お答えを申し上げます。

まず裁判費用につきましてのご質問でございますが、結審等の時期につきましてはまだ未定でございます。したがって成功報酬や証人尋問に係る費用等、訴訟に係る費

用の支出時期につきましては未定でございます。したがって、平成 19 年度内に支出が必要となった場合は、予備費 250 万円で対応してまいりたいと考えております。

次に交際費につきましてのご質問でございますが、交際費につきましては科目設定として予算計上させていただいているものであり、組合設立以来、支出したことはございません。

次に北河内 4 市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会につきましてのご質問でございます。この構成の各自治会内の協議内容につきましては、私ども把握いたしておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。しかしながら、環境保全推進連絡協議会参加自治会におきましては、協議会だよりを回覧させていただいております。

次に広報誌等の啓発についてのご質問でございますが、専門委員会報告書において植田委員、柳沢委員より少数意見として意見書が提出されております。この内容につきましては、組合ホームページの専門委員会報告書からご覧になれます。よって、広報記事につきましては、周辺環境にほとんど影響を与えないという総合判断のみを記載させていただいたものでございますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 松尾議員。

○9 番（松尾 信次君） 今ご答弁いただいたんですけども、裁判の問題につきましては先ほど来から議論されてますように、先日、2 月の 6 日に裁判がありまして、私も傍聴に行ったんですけども、専門家の皆さんが大変貴重な、重要な証言がされると。特に施設建設につきまして安全性の問題が大変大きな問題が提起をされております。こういう点で私は少なくとも裁判の一定の結果が出るまで建設工事についてはストップをして、これが停止をすべきであるということを求めたいと思います。この点につきまして見解を求めます。

交際費につきましては、当初から私もこれはやめるべきだというふうに言ってますけれども、支出を予定していないということでもありますので、この際これにつきましてはすかっと廃止をしてはどうかというふうに考えますので、この点につきましてもお聞きいたします。

3 つ目に環境保全推進連絡協議会でありますけれども、参加されている自治会の構成員の皆さん、会員の皆さんに私も直接お聞きいたしました。それぞれの自治会がこの環境保全推進連絡協議会に参加したことについてよくご存じないと、知らないという方がたくさんおられます。あるいは詳しいことは聞いてないという方がたくさんお

られます。また、中には協議会だよりを見たことがないという方もおられました。この18自治会と言われておりますけれども、一般の会員にはよく知らされていない、十分浸透していないというのが私の印象でありまして、こういう意味ではこの環境保全推進連絡協議会があるから住民に十分周知をしているとか合意されているとかいうふうに言えないと考えますし、とりわけ周辺の皆さんから強い反対がされている。この反対されている住民の皆さんについては自治会ぐるみで十分議論をして、ニュースも出して活動されております。これとは明らかに違った状況であるというふうに考えますので、この面につきましてはこの環境保全推進連絡協議会があるからということで住民合意が図れていると言えないと思いますが、この点につきまして改めて見解を求めます。

また、広報による啓発の問題でありますけれども、これも設立の際にも申し上げましたが、組合が広域行政ということでやられる場合は、こういう議員の数も少ないし、議会の回数も少ない。あるいは広報誌がないというふうなことで、なかなか住民の皆さんから遠い、分かりにくいと、こういう問題があるということを私は指摘をしまいったわけでございますけれども、その上でこういう啓発という名前で行政の都合のいいような情報を流すということについては問題があるというふうに考えますので、少なくともこうした住民に対する情報公開については、デメリットになるようなことについても含めて十分公開すると、住民の意見を十分反映する、そういう方途を取るべきであるというふうに考えますが、改めてこのことにつきまして見解を求めます。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） まず施設の建設をストップしたらどうかというご質問でございますが、先ほど来からご答弁申し上げますように、本組合施設の稼働に関して安全性、環境影響について専門委員会におきまして検討した結果、発生すると予想される有害ガスは小さな値であること、換気設備及び排気浄化用の活性炭吸着塔を通過させればトルエン換算値で90%以上除去できることから、排気中に残存する物質はごくわずかであり、周辺環境にほとんど影響を与えないとの判断をいただいております。この専門委員会の報告を具体にした設計をこのたび行っております。その設計に基づいて施設を建設しようとしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に交際費につきまして執行がないのならというご質問でございます。これについては今後検討してまいります。

次に環境保全推進連絡協議会に参画している自治会の中での具体的な話でございます。

すが、私どもが把握させていただいているのは、すべての環境保全推進連絡協議会参画自治会においては私どもが発行しております協議会だよりを回覧させていただいているということは事実でございます。

さらに住民合意を得るための働きかけでございますが、私どもはこの環境保全推進連絡協議会に反対しておられる方々も含めて参画を何度か呼びかけております。今後さらに参画をいただくようお願いしていきたくと思います。

最後に広報の中立性というようなお話がございました。私どもは今回の施設建設に関し施設の建設の具体的な内容を市民の皆様にお知らせする。内容につきましては情報公開が十分できるよということでのご報告でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 松尾議員。

○9番（松尾 信次君） 安全性の問題につきましてはまたあとで機会がありますので申し上げたいと思うんですが、裁判の問題ですね。これは住民が裁判、訴訟という手段をあえて行ったというね、これはやはり行政がこの説明責任を十分果たしてこなかったということが私は一番の問題だと思うんですね。これは 2001 年の 3 月に初めて事業化が明らかになったわけですけれども、寝屋川市が独自に準備室を作って、寝屋川市が特別に 3 年間で約 1 億 5000 万円ぐらいの人件費を使って費用を負担してきたわけですね。住民が知ったのは 3 年後の 2004 年 3 月議会、本施設組合の規約の協議が行われる、この議会の頃に初めて知ったというのが実態でありまして、3 年間住民には何の説明もなかったわけです。そしてその後につきましても住民の意見をきちっと聞くことがなかったということですね。ここに私は非常に問題があると思ひます。新しい施設をつくるについては、当然これは住民合意が前提でありますから、これを欠いたままに事業の一路推進について容認できない。このことを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（三木 静夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三木 静夫君） これをもって質疑を終結します。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論ありませんか。松尾議員。

○9番（松尾 信次君） 議案第 3 号 平成 19 年度北河内 4 市リサイクル施設組合予算について反対討論を行います。

（仮称）北河内 4 市リサイクルプラザについては安全性に重大な問題があり、住民

合意も得られていません。本予算案はこの施設建設をさらに推進、具体化するものであり、容認できません。以上です。

○議長（三木 静夫君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三木 静夫君） これをもって討論を終結します。

これから議案第3号を起立により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（三木 静夫君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 一般質問を行います。なお、質問者の質問時間には15分以内という時間制限の申し合わせがあります。また、発言回数は3回までですので、念のためにお知らせいたします。ただいまから順次、質問を許します。岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） いつも配布されています一般質問の質問者の順番と項目が書いてある内容を配布していただけてないと思うんですけども、配布を求めたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三木 静夫君） 暫時休憩します。

（午後3時05分 休憩）

（午後3時12分 再開）

○議長（三木 静夫君） 不手際があったようですが、今後十分気をつけていただきたいと思います。本会議を再開いたします。

ただいまから順次、質問を許します。まず扇谷議員の質問を許します。扇谷議員。

○10番（扇谷 昭君） 四條畷市派遣の扇谷昭でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

本議会の一般質問は平成19年度内の施設完成、施設稼働を控えまして、北河内広域リサイクル共同処理事業に係る基本構想が過去に示しました施設整備に向けた課題対策について、その進捗状況についてお尋ねをいたします。先日、2月2日に受けました事業の進捗状況によりますと、昨年12月18日に建設工事に着手、本年12月の工事完成に向けて施設建設が着々と進められておるということでございます。来年の2月には容器包装リサイクル法が定める構成4市におけるその他プラスチック製容器包装ごみの分別収集が構成4市全域で始まろうとしておるということでございます。

そこで、平成 14 年 2 月に発表されました、北河内広域リサイクル共同処理事業に係る基本構想が、本施設整備に向け、当時課題として取りまとめられました問題点につきまして、その取り組み状況についてお尋ねをいたします。

まず 1 点目であります。過剰施設とならないための全市収集体制の構築についてであります。本施設は構成 4 市がプラスチック類の収集を実施することを前提に施設規模を算定しており、過剰施設とならないよう、できるだけ早期に構成 4 市が全市収集体制を整えることが課題、このようにされております。構成 4 市それぞれの現下における計画の進捗状況と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

2 点目は広域化に伴う収集効率の低下対策についてであります。当時、同基本構想は、広域による収集効率の低下懸念を指摘をしております。その上で収集体制、ステーション配置、収集車両の大型化の収集機材等の見直し等を構成各市に求めたわけがあります。この点、どのような対策が講じられたのかをお尋ねいたします。

3 点目は排出ルールの一統化についてであります。この基本構想は当時、プラスチック類の出し方を構成 4 市で共通にすること、そして排出ルールを市民に対して十分啓発すること、この 2 点の必要性を指摘をしております。このことにつきましては平成 18 年第 2 回定例会の私の一般質問に、啓発パンフレットの作成について、構成 4 市のワーキンググループにおいて、ごみ分別方法の統一基準を検討し、構成 4 市の合意を得た上で、本年度内に原稿を作成すると局長は答弁をされました。作成をされました統一基準について、その内容をお示しいただきたい。

以上、3 点についてお尋ねをいたします。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 扇谷議員の質問に順次お答えを申し上げます。

まず構成 4 市の収集計画の進捗状況と今後の見通しについてでございますが、既に全戸収集を実施しております寝屋川市につきましては、平成 17 年度実績では計画数値の 98%の進捗となっております。枚方市につきましては平成 13 年 7 月からモニター収集を、交野市につきましては平成 19 年 1 月よりモデル収集をそれぞれ実施されており、四條畷市につきましては平成 19 年 4 月よりモデル収集の実施を予定されております。このように各市とも平成 20 年 2 月の施設稼働に合わせて全戸収集を実施できるよう目標を設定して、今後、市民に対する分別排出の啓発など、具体的な準備を進めていくことになっているものでございます。については、計画目標年度である平成 22 年度には計画収集量を達成できるものと考えております。

次に広域化に伴う収集効率の低下対策についてでございますが、実質、広域化により収集効率が最も低下すると思われるのは枚方市でございます。枚方市におきましてはすべて民間業者委託を予定されており、曜日ごとの収集量や作業時間を考慮した上、収集範囲などを1日の搬入量が最大かつ均一化するよう設定されまして、さらに大型車両での対応も含めて、最小の車両台数で計画されているため、収集効率の低下は最小限に抑えられているものと認識いたしております。

なお、四條畷市につきましては道路事情等の理由から大型車両の導入は想定されておりませんが、市民の分別排出に対する混乱を回避するとともに、民間委託収集による効率化を図ることとされております。

また、交野市につきましては収集区域の見直しや大型車両の導入などにより、収集効率の向上を図っていくこととされております。

次にごみ分別方法の統一基準についてでございます。構成4市合意のもとに一定の基準を設定したところでございます。何点かを申し上げますと、まずは収集についての基準として、本組合施設で処理します廃プラ類に、その他の一般ごみが混じっている場合には、廃プラとして回収しないこととしております。また、対象物と対象外についての基準として、プラスチック製のバケツや植木鉢、ビデオテープのケースなどは対象外、菓のパッケージは対象物とすることとしております。排出方法についての基準では、ペットボトルのラベルとふたは外す。ペットボトルを潰すのが好ましいが、必ず潰す必要はございません。マヨネーズやからしなどのチューブ類は洗浄する必要はなく、中身を使い切って排出すること、発泡スチロールのトレーはできる限りスーパー等の店頭回収に出してもらおうことなどといったしております。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 扇谷議員。

○10番（扇谷 昭君） それでは再質問させていただきたいと思っております。

まず過剰施設とならないための収集体制の構築についてということですが、今いただいた答弁では、平成22年度にはこの施設組合が予定しております計画収集量1万1728トンの収集が達成できると、結果として過剰施設の懸念はないと、こういう認識だというふうに承りました。現在想定されております各市の年間搬入量は枚方市が5581トン、寝屋川市が4280トン、四條畷市が763トン、交野市が1104トン、合計1万1728トン、このように承っております。この量を5日間、52週稼働、260日で処理するということから施設処理能力が1日53トンと、このようにされたというふうにも思っております。既に分別排出を市内全域で実施しておられる寝屋川市さんはとも

かくといたしまして、枚方市さん、交野市さんはモニター地区やモデル地区での現在分別の試行中ということですが、私が所属しております四條畷市はいまだモデル地区での試行が行われていない現状でございます。本当に過剰施設としての懸念はないと言い切れる状況にあるのか、私は懸念を抱いておるということを申し上げておきたいと思います。その意味から今後、各市の情報交換等をより密にいただきまして、各市が抱える様々な課題解決に向けて、お互いのノウハウ等を十分提供し合い、平成 22 年度計画収集量の 100% 達成に向けて、4 市連携のもとで施設組合ともども取り組みを強化していただくよう、これは強くお願いをしておきます。

次に広域化に伴う収集効率の低下対策についてであります。答弁にもございましたが、枚方市や交野市では民間業者委託や収集範囲の見直し、さらには大型車両の導入等、一定の収集効率の低下対策は見えてまいります。がしかし、四條畷市は当初から大型車両の導入は想定されておりませんし、ただいまの答弁では、市民の分別排出に対する混乱を回避する、このように言い回し、これを言い換えれば、現状の収集スタイルを踏襲することによって円滑な分別の拡大、すなわち現在 4 分別であります、5 分別への拡大を図ってまいりますということだろうと、このように思います。

私はこの答弁については問題があると考えておりますが、ことは四條畷市にかかわる部分でございますので、ここではあえて踏み込んだ議論は避けたい、このように思います。ただ 1 点、今回の一般質問をさせていただくにあたりまして何回かの打ち合わせをさせていただきましたが、同基本構想に盛り込まれました内容の 1 つでありますステーション配置についての認識に一部混乱があるように思いました。改めて確認をしておきたいと思います。同基本構想に盛り込まれたステーション配置が課題との具体的な内容は一体何を指しているのか、ご説明を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

それから最後の排出ルールの一統化についてであります。これはもう同基本構想に明らかに明記がされておるわけでありまして。ただいまお示しをいただきました排出ルール、また一部資料もちょうだいいたしました。これが寝屋川市さんの分別収集ルールをベースに統一基準が設けられたものと私は推察をいたします。このことはもちろん結構なことですが、しかし、統一化によって、既にモニター収集を実施しておられる枚方市におきましてもキャップ類やチューブ類等の取り扱い等の変更が発生する等、排出基準を変更し、新たに見直さなければならない部分も出てくると、このように思います。まして今年 1 月からモデル地区での収集を開始した交野市、さ

らに今年4月に新たにモデル地区での収集開始を予定しております四條畷市にとりましては、これら排出ルールの変更は最も市民に身近な関心事でありまして、行政の啓発等によって市民の理解と協力を得なければならない最も重要な課題だと、何度も申し上げておりますが、そのように思います。ごみ分別排出の統一基準が策定されたということであるのならば、その段階で啓発チラシの作成を進めるという作業に着手すると同時に、この統一基準をなぜ構成4市の市民に公表しなかったのかと思うのであります。同基本構想が課題とした点はまさにここにあり、排出ルールが変わることによる混乱を少しでもなくし、市民の理解と協力によって良質な分別ごみが本施設に搬入されることを目的とした課題設定であったと私は思います。

そこでお尋ねをいたしますが、まず1つ、構成4市合意の上で統一基準が設定されたということをございますから、一日も早くこの統一基準を構成4市の市民への公表をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、ただいまお話がございました統一基準の中で、マヨネーズやからしなどのチューブ類は洗浄する必要はないというお話だったと思います。中身を使い切って排出することと、このようにされましたが、使い切るとは一体どういう状態を指すのか。また、洗浄する必要がないとの判断根拠は何か、お尋ねをいたします。

以上、3点について再度答弁を求めます。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 扇谷議員の再度のご質問についてお答えを申し上げます。

まず、ごみステーションの配置についてでございますが、ステーション配置とは収集区域の変更等に伴うステーションの設置場所について検討課題として掲げているものでございまして、区域ごとのごみ集積場を意味いたしております。

次に統一基準の公表についてでございますが、プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集の推進には積極的な市民の協力が不可欠でございます。構成各市とも調整を図りながら、ホームページや広報などを活用し、統一基準の公表を含めて早期な対応を検討してまいりたいと存じております。

次にチューブ類の中身を使い切るという表現についてのご質問でございますが、極力、残渣が残っていない状態でございます。なお、分別排出にかかる説明会においては、チューブ類のサンプルをお示しし、中身が少なくなれば容器を逆さに置くなど、中身が使い切れる方法を具体的にお示ししてまいりたいと考えております。

さらに洗浄する必要がないとする判断根拠でございますが、洗浄するためには新たな水道水を使用しますとか、その水道水の供給と下水道処理にかかる環境負荷が大きくなってしまうためでございます。なお、今回予定している共通パンフレットでは、残り水等がある場合はすすいでいただきたい、と掲載する予定にいたしております。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 扇谷議員。

○10番（扇谷 昭君） 私は先ほども申し上げましたが、施設が完成することを伝えてよしということでは決してないというふうに思います。各市の現状のごみ排出のルールが大きく変わっていくんだと、そのことを伝えてこそ本当に市民に理解を求めることができるんだというふうに思います。

ただいま統一基準の公表につきまして、ホームページや広報等を活用した早期対応をお約束いただきました。啓発チラシを配布ということが新年度に予定をされておりますが、それ以前にこのような統一基準を公表していくという、そういう説明責任を果たしていくということが市民の理解が一定進むものと評価を申し上げ、そしてその取り組みに大いに期待をするものであります。この上は、今回策定されましたごみ排出統一基準の市民への公表を、構成4市との調整を急がれて、一日も早くしていただきたいと、これは強く要望をさせていただきます。

それからチューブ類の取り扱いについてであります。説明をいただき、大変理解をいたしました。がしかし、このような説明いただいたような内容を市民に求めるということは、市民の日常生活の中で常にごみ排出を意識した生活を要請するということになります。これは市民の生活に相当の意識改革を求めるということになってくるわけであります。ある意味では台所に置くごみ箱の置き方を変えていくということでもあります。それもすべての家族が協力をして、していくということでもあります。私は策定された統一基準が決して机上の計画に終わるのではなくして、市民生活の中で着実に実践されるように、行政として誠意を尽くして市民への説明責任を履行していただきたい。このことを強くお願いをしておきたいと思っております。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（三木 静夫君） これにて扇谷議員の一般質問を終結します。次に石村議員の質問を許します。石村議員。

○3番（石村 淳子君） 枚方選出の石村淳子です。一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。通告に従い質問をさせていただきますが、扇谷議員、松尾

議員のお二人から質問も出ておりますので、ダブる点があるかと思います。その点については観点を変えてまた質問もさせていただく点もあるかと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず健康被害と住民合意について3点お聞きをいたします。まず健康被害についてです。昨年11月に行われた第2回の定例会の一般質問で、リサイクル・アンド・イコール社の工場周辺の環境調査及び疫学調査について私も質問をさせていただきました。イコール社操業による大気汚染で喘息やめまい、目のかゆみなど多くの被害が引き起こされ、健康被害が集団発生している。これは先ほどの新聞等の記事でも大きく報道されています。現在も今まで感じなかった若い世代にも湿疹や肘の痛み、目の周りがただれるなど、その被害は広がっていると周辺住民の方にもお聞きをしています。また、庭のミカンの色まで変わってきているということも聞いています。

現在イコール社周辺の健康調査・疫学調査の報告書が裁判所に提出され、その陳述が行われていますが、こうした健康被害が前回からわずか3カ月の間にも広がっていることについて、どのように受け止め、どこまで認識しておられるのか、お尋ねをいたします。

また、本組合施設建設にあたってこのような異常な広がりを見過ごすことはできないと考えています。この問題が解決するまで本施設建設については凍結すべきと考えますが、見解を改めてお聞きいたします。

次に臭気問題です。前回の定例会でイコール社から発生する悪臭対策について質問いたしました。活性炭を取り付けてもなお悪臭が漂う。寝屋川市と一緒に臭気調査を行うよう提案いたしました。しかし、それは寝屋川市の問題であり、臭気対策は本組合施設は活性炭を強力に行うので大丈夫だと答弁をされました。しかし、寝屋川市もいまだ何の対策もとろうともししていません。毎日風向きによって漂う甘い臭いが玄関の隙間を縫い、あるいは換気扇から部屋の中に漂い、その臭いをかいだ後、頭が痛くなったり、なんとも言えない嫌な気分になるのは、これは化学物質であり、このにおいはあの杉並病でも発生したにおいと同じだと言われていました。

昨日、私は寝屋川市民の方から今日は会社が休みだと思って臭いはしないと思っていましたが、今また甘い臭いがしていますという電話を受けました。私が電話を受けたのは夜の9時を回っていたんですね。8時頃に臭いが出たということなので、1時間以上も経過しています。だからもう臭いはないのではないかと思いましたが、とりあえず車を走らせて打上方面に行き、治水公園から浄水場、太秦中町の住宅周辺に車

を走らせました。浄水場の近くではあまり感じませんでした。太秦中町の住宅地に入ると、うっすらとバラの花のような甘い臭いが漂いました。しかし、その臭いは空気全体に漂う臭いなので、人によっては感じないのかもしれませんが。しかし、治水公園近くに下りて歩いてみると、明らかに先ほどの住宅で感じた臭いとは全く違い、空気に臭いがあったのだということが分かりました。空気は正常だといくら吸っても気持ちがいいものです。あの甘いほのかな臭いは何ともいえない圧迫感が漂っていました。住宅地を抜けて車に乗り込んだ後、喉のイガイガ、そして舌のざらつきも感じました。1時間以上経過してもその空気が漂う。これが毎日毎日繰り返される住民の皆さんの暮らしは本当に大変だろうと私自身が実感いたしました。

今年の議会からわずか3カ月でその臭気の範囲も広がっているんです。施設組合は建設だけで、住民の健康被害や臭気対策は寝屋川市が行うべきだと本当に言えるのでしょうか。住民の皆さんは施設が建たない今でもこんな被害が出ているのに、施設ができ、さらに施設から出される圧縮されたプラスチックが工場に流れていけばどんな実態になるのか不安でたまらないとおっしゃっていました。寝屋川市と一緒に臭気調査を徹底して行い、住民の不安を解消すべきではありますが、見解を求めます。

3点目に住民合意です。この点については先ほど松尾議員が質問をされましたのでダブります。ですから要望とさせていただきますが、私も何回も環境保全推進連絡協議会の点について30自治会に入れたい三井団地の住宅の方々の参加の問題なども何度も質問をしてきました。しかし、この30自治会でさえもいまだに18自治会しか参加をしていないような説明会、そして環境保全推進連絡協議会のニュースだけが発行されてる。これをもとに住民合意ができているという点は本当に乱暴だというふうに思います。対象とならない自治会も含め、もっと住民の声を真摯に受け止めて、きめ細かい説明会を行って、組合自らが地域に入っていきべきだと思います。これについては要望に止めておきます。

次に各市の分別収集の実態と市民負担についてお聞きをいたします。今各市でプラスチック等の分別収集について周知がされようとしています。扇谷議員の質問にもかなり細かい質問がありましたのでダブるかも知りません。枚方市でも先日、ごみ減量推進委員会が開かれ、プラスチックごみの分別について話し合われました。この中で参加された委員の方は、せっかくつくったモデル地区をまた改めて廃止をするわけですね。そのモデル地区を廃止して、全市民に徹底するとなると、本当に大変だと発言をされていました。とりわけ一人暮らしの方ですね。若い方のおられる単身マンシ

ョン、こうしたところで通常の生ごみの排出についてもなかなかきっちりと排出されていないのに、さらにまたこうしたプラスチックの分別収集が導入されるということになると一体どうなるのかという、そのこと自身を推進していく委員さん自らが本当に大変だということをおっしゃっていました。先ほど来、扇谷議員もおっしゃっていますけれども、こうした各市の分別実態を、統一基準を設けているということですが、どのように把握して、統一させて搬入をさせていくのか。

また、今回予算にも分別収集マニュアルが計上されていますが、各市とも状況が違いう中で、一体このマニュアルをどのように負担し、その負担はどうなるのか、お尋ねをいたします。

2つ目に市民負担についてです。環境を破壊しないためにも、ごみを減量するのは国の方針であり、各市においてもごみ減量に基づいた施策が展開されているところです。枚方市でもごみ半減化を目指し推進委員会が開催されていますが、プラスチックごみが一般ごみよりも多いという中で、そのプラスチックごみが出されるという分別収集ができたとしても、今まで出されていた白色トレイなどは企業責任において区別をして出すべきであり、そうした指導というのも大変必要になってきます。

そこでお尋ねします。先ほど過剰収集の問題が出ましたけれども、逆に私は地域計画でごみ減量化と有料化が出される中で、この方針のもとでプラスチックごみが予定よりも搬入が少なくなった場合、市民負担はどんなふうになるのか。また、こうした搬入にあたっての運搬コスト、そういった面でのスケールメリットについてどの時点で明らかにしていただけるのか。この点についてお聞きをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 石村議員のご質問に順次お答えを申し上げます。

まず健康被害についてのご質問でございますが、議員が述べられましたとおり、疫学調査の報告書が裁判所に提出されております。報告書の内容につきましては、訴訟の原告・被告の立場から争点の重要な要素でございます。今後、本件報告書の内容等につきましては、本組合及び民間会社の代理人によります反対尋問が予定されているところでございます。

次に施設建設を凍結すべきとのご指摘でございますが、以前から私どもお答えを申し上げますとおり、本組合施設の稼働に関して、安全性・環境影響については専門委員会におきまして検討した結果、発生すると予想される有害ガスは小さな値で

あること、換気設備及び排気浄化用の活性炭吸着塔を通過させればトルエン換算値で90%以上除去できることから、排気中に残存する物質はごくわずかであり、周辺環境にほとんど影響を与えないとの判断をいただいております、環境に十分配慮した施設建設を進めております。

次に臭気についての質問でございますが、私どもの施設は現在、建設中でございます。よって、この臭気の原因施設ではございませんので、臭気調査を実施すべき理由はないと考えております。また、本組合施設の建設にあたりましては、高速シャッター、エアカーテン、活性炭吸着塔などの設置によりまして臭気対策を行っております。

次に分別収集の実態につきましてのご質問でございますが、寝屋川市につきましては既に全戸収集を、枚方市につきましては平成13年7月からモニター収集を、交野市につきましては平成19年1月よりモデル収集をそれぞれ実施しており、四條畷市につきましては平成19年4月よりモデル収集の実施を予定されております。

次に分別パンフレットにつきましてのご質問でございますが、本組合の処理対象物はその他プラスチック製容器包装とペットボトルでございます。寝屋川市と各市一部モデル地域を除きまして、新たに実施されるものでございます。よって、各市の現在の事情の違い等が分別排出に影響を与えることは少ないというふうに認識いたしております。また、分別パンフレットにつきましては、今後、各市において実施される分別排出の説明会や市外から転入をされてこられた方々等に配布をされると考えております。この経費につきましては、構成市それぞれ印刷部数に応じ負担していただきます。

次に予定搬入量を下回った場合の市民負担につきましてのご質問でございますが、計画収集量につきましてはごみの減量化を既に見込んだものでございます。計画目標年度である平成22年度には計画収集量を達成できるものと考えております。

さらに運搬経費等コストについてのご質問でございますが、本組合施設稼働に伴う維持管理経費につきましては、次回の組合議会に補正予算をお願いいたす予定でございますので、その時期にお示しできるというふうに考えております。なお、各市の運搬コストにつきましては、各市が必要な時期に予算措置を行われるものと認識いたしております。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 石村議員。

○3番（石村 淳子君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず健康被害についてです。先ほど扇谷議員からもありました毎日新聞等の報道、

こうした報道で分かりますように被害が本当に広がっているんですよ。その広がっている実態をなぜ裁判が終わってから、裁判の証人、要は原告側の証人が1度終わって、あと民間とそれから組合との反対尋問が行われる。それまでは組合としての基本的な考え方は出せない、こういうことだと思えるんですけども、なぜ前回と同じような言葉ばかり繰り返すのか、私には見えてきません。組合としてこの実態を本当に認識しておられるのか。今の実態の中でも本当にひどい状況だと思うんですね。このことをもう少し組合としても認識しなければならないというふうに思っています。その点について再度答弁を求めます。

次に臭気対策についてです。先週の金曜日、本年2月9日の日に私のもとに電話がありまして、お客さんと玄関で話をしていると、今まで感じたことのない化学的な臭いがしたのでおかしいなと思って家に入ると、ズボンを履いていたにもかかわらず、足にかゆみが走り、目のかゆみも感じたという、こんなお話を伺いまして、今まで感じたあの甘い臭いとは全く違う臭いなんですね。新たにこうした臭いが発生するということは、プラスチックの焼却による様々な化学物質が大気中に流れているということではありませんか。ベランダで布団や洗濯物を干すこともできない。干した服に臭いが付着して、もう一度洗わなければ臭いが落ちない。お風呂やトイレの窓を伝って部屋に入り込むために換気扇も使えない。毎日深い息をすることができない。浅い息でできるだけ空気を吸い込まないように生活している。こうした住民の苦しみを本当に組合とは関係ない。施設の安全対策だけやればよいという問題で片づけていいのでしょうか。

活性炭の吸着力にしても、先日視察をさせていただきました新宿の中継所、この中継所でもいただいた資料を見ますと、発がん性の毒性を持つアルデヒドは稼働前の平成9年2月の数字4.1に比べて、稼働しての昨年の11月の数字は18、なんと4.4倍に増えています。また、生殖に影響するトリクロエチレンは1.5倍、麻酔性のあるエノブタンは430倍もの数字になっています。シックハウスの化学物質トルエンも福井県のアルパレット工場よりも高い数字が出ているんですね。このように活性炭は本当に吸着できる物質が限られているんです。吸着できない化学物質がまだまだたくさんあることがこの点からも証明されていると思います。早急に今起きている臭気の分析を行い、対策を考えるべきです。見解を再度求めます。

次に分別収集の問題です。この問題は各市に違いがあり、市民への啓発もまちまちだと思いますが、パンフレットを一括購入すれば安いということで、組合としてマニ

ュアルだけで、あとは各市がそれぞれのやり方で行えばよいのではないかなと私は思っています。この点でできるだけ経費負担をかけないようにお願いしたいと思います。

最後ですが、スケールメリットの問題です。これは各市の問題でということで片づけるということではなくて、ごみ収集の問題は施設運営にもかかわってくるわけですから、予算計上にあたってやはり組合としても現時点で把握しておくべきだと私は考えています。できるだけ早い時期にスケールメリットについても検討していただき、議会に提出していただくようお願いし、2回目の質問を終わります。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 先ほど来ご答弁申し上げます内容でございますけども、今回のいわゆる証人として出された2つの調査の内容につきまして、先ほど私もご答弁させていただいたとおり、3点ほど問題があるかというふうに認識いたしております。1点目は、まずこの調査は疫学調査については横断研究という研究でございまして、私どもはこの研究によって因果関係を明白にするのは少し困難だというふうにお伺いをいたしております。次に柳沢先生の調査に関しましては2点ほどお答えをしております。1点目は、環境基準を策定するときに行われる調査と、柳沢教授が今回行われた調査の時間的な問題、私どもは1年間、1カ月1回以上、24時間サンプリングして、1年間12回以上のデータを出して作られたデータと、柳沢先生は1日1時間ないし1時間から3時間というふうになっております。具体的にはちょっと分からないんですけれども、瞬間値をつかまえて比較されている問題点、さらには非メタンの量の問題で2km以上離れた寝屋川市の測定地点に影響を及ぼしているということで、廃プラの収集が原因だというようなご指摘などについては、私どもも理解できないというふうに思っております。これは私どもが現在感じている柳沢証言なり津田証言に対する、私ども素人が考えるところの問題点でございます。

次に臭気対策でございます。臭気対策につきましては先ほど来お答え申し上げますように、私どもの施設については、本組合施設はまだ建設が終わっておらず、臭気を発する原因施設ではございませんので、調査ということでは思っておりません。具体的には、施設の建設につきましては負圧にしてすべて活性炭吸着塔を通じて排出するというので、臭気対策は万全のものができておるというふうに認識いたしております。

次に分別収集に関するパンフの問題でございます。これは先ほど扇谷議員にもお答え申し上げますように、私どもも各市が行う説明会に出席することも含めて積極的

に対応してまいりたいというふうに思っております。

4番目のスケールメリットというご質問でございますが、恐らく今回の施設が具体的にどの程度の費用が運営経費にかかるのかというご質問だろうというふうに推察いたしております。この費用につきましては次の議会に補正予算ということでお願い申し上げますので、それまで恐れ入りますけれどもお待ちいただきたい。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 以上にて石村議員の一般質問を終結します。

間もなく午後4時であります。本日の会議時間は議事都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。ご了承願いたいと思います。

次は松尾議員の一般質問を許します。松尾議員。

○9番（松尾 信次君） 寝屋川の松尾信次です。柳沢教授の裁判での証言につきまして、私も直接この法廷で聞きましたので、これは新聞報道が言われてますけど、新聞報道はごく一部しか書かれてませんので、私が聞きました内容について紹介をしながら、この施設建設の是非等について質したいと考えます。

1つは寝屋川市の大気の状態についてでありますけれども、3つポイントがありまして、1つは非メタン系炭化水素に寝屋川市は高濃度に汚染されていると。非メタン系炭化水素というのは、これは炭素と水素を主成分とするメタンを除く揮発性化合物の総称でありまして、光化学オキシダントの原因物質というふうにされております。主にこれは固定発生源、工場からの発生というのが中心でありますけれども、これが府内の18カ所の一般大気測定局の中で寝屋川の市役所測定局が2番目に高いというのが特徴でありまして、この基準値が0.2から0.31ppmCありますけれども、この下の方で言いますと年間285日上回ると、上の方で言いますと175日上回ると、こういう高い数値を示していることが第1の問題です。

2つ目が非メタン系炭化水素の発生状況であります。この中で3カ所施設を比較をするということがされております。寝屋川市役所の測定局、これは廃プラ施設に最も近い場所でありまして、東大阪の西保健所の測定局、寝屋川市から最も近い一般測定局、そしてもう1つは国設、国が設置した四條畷測定局ということで自動車排ガスの影響が大きいところですね。この3カ所を比較されております。ほぼ同じ気象条件というふうに考えておりますけれども、この非メタン系炭化水素につきましては3カ所とも実はこの数年間減ってるわけですね。ただし、減少幅が全然違ふと。車の濃度規制とか工場から減っているということが要因だと考えますけれども、減少幅が大き

く違いまして、四條畷で言いますと 1997 年度で 0.51 であったものが 2005 年度には 0.31 に下がってる。約 4 割減っております。また、東大阪は 0.41 から 0.26 に約 4 割近くこれも減っております。しかし寝屋川市の場合で申しますと 0.34 から 0.3 と 11.8%、10% 程度の減少にとどまっているというんですね。こういう寝屋川の減り方が非常に少ないということが 2 つ目の非メタンの発生状況として分かることであります。

3 つ目が非メタン系炭化水素と NO_x（窒素酸化物）の割合でありますけれども、これは全国平均で言いますと、1999 年度で言いますと 2.665 ということで、NO_x が 1 とした場合に非メタンが 2.665 というのが全国平均値であります。寝屋川市の場合は 1997 年度で 7.23、2005 年度 9.7 というふうに大幅に増えております。東大阪は 1997 年度が 7.74、2005 年度が 7 と減っております。四條畷は 1997 年度が 6.22、2005 年度が 4.31 とこれも大幅に減っております。ほかの 2 つはかなり減っておりますけれども、寝屋川だけが増えておるといふ、こういう状況でありまして、しかも寝屋川で増えている、非メタンの割合が増えているといふことの年度で申しますと 2002 年度、2005 年度、これが非常に突出をしているということですね。2001 年度に 7.91 であったものが 2002 年度は 9.14 に増えているということですね、1 つは。2004 年度は 9.09 であったものが 9.7 に増えてると、こういうふうになっております。

さっきも申しましたように非メタン炭化水素といふのは非燃焼、燃やさない、そして固定施設、工場からの発生が主なものであります。寝屋川市内では工場が減っております。なぜ 2002 年度、2005 年度に非メタンの割合が増えたのかと、ここが問題だといふふうに言われております。そういう意味では廃プラの収集、処理、施設の稼働がちょうど始まった時期と符合するということですね。これが今回の柳沢証言の大きなポイントだと思います。2002 年度で言いますと寝屋川市の廃プラ収集、全戸収集始まった年でありまして、2005 年度は民間のイコール社が操業を始めた年でありまして、こういう形で廃プラをたくさん収集をして圧縮梱包や処理をしたということに伴って、新たな化学物質の発生源というものが生まれたということが、この非メタンの割合が寝屋川は高い、減っていないと、こういう大きな要因であることをまず申し上げたいということがまず第 1 の点であります。

もう 1 つの大きな点はこの民間工場周辺の化学物質の発生状況であります。昨年 6 月に 4 日間、柳沢研究室による調査がされたわけでありましてけれども、イコール社のすぐ向かいの F さんのお宅と 500m 離れた公民館での調査が測定されました。4 つ

の特徴がありまして、1つはVOC調査でベンゼンが大気環境基準を大幅に上回っている。最高2.6倍上回る濃度で検出されたということでありまして。ベンゼンは白血病の原因物質の1つであると言われてはいますが、基準値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、Fさん宅では最高値 $7.78\mu\text{g}/\text{m}^3$ ということ、公民館でも5.93というのが出ております。これは2002年度の一般環境大気平均の濃度は1.7であります。全国の最大濃度は5でありますので、これを上回っております。明らかに有害な化学物質が発生していること、この調査で示されたということが第1点であります。

2つ目が未知、未同定の化学物質が数多く検出されたわけでありまして。物質名が分かったのは21、これに匹敵する量の物質名が分からない化学物質が検出されております。

3つ目がカルボニル化合物測定という、こういう測定方法で実施されますと、通常の測定では検出されない化学物質が検出されている。アクロレインとかアセトンとかウチアルデヒド、ベンズアルデヒド、こういう化学物質も検出されたということがされております。

4つ目に、さらにこのFさんと公民館と比べますと、イコール社に近いFさん宅の濃度の方が高い。化学物質の濃度が高いことが明らかになったということですね。これも大事な点だと思います。

そういう意味では、これは4市リサイクル組合が建設をしている場所の周辺でありまして、実際に有害な化学物質が発生しているということですから、しかも工場に近いほど濃度が高いことが立証されたわけでありまして、こういう意味で私たちはこの2つの点を踏まえて、これ以上新たな化学物質の発生源をつくるべきではないというふうに考えます。そういう立場から本施設の建設については見直しを求めたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 松尾議員のご質問に順次お答えを申し上げます。

寝屋川市において窒素酸化物と比して非メタン炭化水素の比率が高いのではというご質問でございますが、測定地点でございます寝屋川市役所から寝屋川市クリーンセンター及び民間施設まで2km以上離れているにもかかわらず、廃プラの全戸収集、それから民間施設の稼働が大きな影響を与えたというような推測につきまして、私ども組合としては理解できないものでございます。

また、ベンゼン、トルエン等有機溶剤は、プラスチックの容器を溶解することから、

これらの溶剤はプラスチックの容器には使用されておりません。したがって、廃プラスチックにベンゼンなどが混入する可能性はないと考えております。

次にこれ以上新たな化学物質を発生する施設はつくるべきではないというご指摘でございますが、本組合におきましては専門委員会におきまして安全性の検証を行い、また施設建設にあたりましては施設内の空気は活性炭吸着塔を通過させて排出するなど、周辺環境に配慮した設備を整えることといたしております。よって、組合施設が周辺環境に大きな影響を与えることはございません。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 松尾議員。

○9番（松尾 信次君） 今答弁あったんですけども、1つは寝屋川の大气の状況なんですけどね。さっき私申し上げたんですけども、工場数が減少しているわけですね。大阪府の環境保全条例に基づく炭化水素類届出事業数というのが大阪府の環境白書に載っておりますけども、この炭化水素を発生させる事業数の数がどうなってるかと。寝屋川市内では1999年度で70カ所ありました。これが2005年度が63カ所、2006年度は59カ所に減っております。つまり、これは1999年から2006年にかけて比較いたしますと11カ所、2割近くも減っております。こういうふうに炭化水素の発生源が減っているにもかかわらずですね。じゃあ、なぜこれが非メタンが増えたのかというふうになれば、新たな発生源としては廃プラ施設を考えざるを得ないというふうに私は考えます。

それともう1つは、寝屋川市役所から2km離れているという話がありましたけども、まず一般測定局の中で非メタンの測定をやっておりますのは寝屋川市役所、さっきありました四條畷、この周辺では東大阪と、枚方はやってませんね。そういう点では、当然これはそういうことを比較した上でこれが調査をされているわけですから、今のやり得るべき可能な形での調査をされたものでありまして、これに難癖をつける話はないと思います。もしこれが問題であるというんならば、あなた方は予定地周辺できちっとした大気調査をやるべきじゃないですか。これをせんといて、このやった人に対し批判することについてはおかしい。これは私は強く申し上げたいと思います。

さらには化学物質の発生についてでありますけれども、ベンゼンの発生の問題もありましたけども、3時間値とか1時間とか、限られた時間値だから問題ないんですか。たとえば3時間だろうが2時間だろうが平均値としてベンゼンが大量に発生しているという事実はどう思うんですか。これはおかしいですよ、そんなことは。この事実をどう付け止めるかということですよ。これはもう明らかな事実なんですからね。そのこ

とをあなた方は何回もたいしたことないなんてこと言いますけども、実際に現実に起こっているわけですよ。このことをどう受け止めるか。

しかもさっき申しましたようにFさん宅、民間の工場に近いところの方が基準値より上回っているわけですよ。実際にこういう数値が出ているわけでしょう。この事実をどういうふうにあなた方が踏まえるのかということを知っているわけですから、これをもっと真正面から考えるべきだと思います。

まして24時間値でないから問題というんならば、これも調査してください。それだったら、きちっと調査すべきですよ。調査もせずに、やった人に対して批判すると、安全だということについては全くおかしいですよ。これについても改めて答弁求めます。

そういう意味で、私はもう1つは未知の化学物質が多く検出されているということもあります。当然これは健康被害が起こる可能性がある。恐れがあるわけでありますから、予防原則の立場に立って、十分に未然に発生を防止するという立場に立つかどうか。このことも改めてお聞きしたいと思えますし、少なくともこうした調査がある以上、十分な環境調査や健康調査を行う。この点についても改めてお聞きしたいと思います。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） まず最初にお答えを申し上げます。私どもは反対尋問を前に、私どもが認識している現在の状況についてお答えを申し上げただけです。非メタンについては確かに寝屋川市の減少率は低い。しかしながらNO_xが、いわゆる大防法の施行の中でNO_xの減少と非メタンは全国的に減少いたしております。寝屋川市の減少率が低い、その理由をなにも検証せずに、いきなり廃プラの収集なり今回の民間施設の操業に結び付けられてる距離的な関係から少し無理があるんじゃないかというふうにお答えを申し上げているだけで、現在の段階では今後の反対尋問の中で明らかにされるというふうには認識いたしております。

次にベンゼン等の排出について比較の問題でおっしゃっております。私どもが国の方で基準値として策定されている3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下という数値につきましては、先ほど来お答えしてますように1カ月に24時間サンプリングして1回以上、年間12回以上の測定の結果を平均にして3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下という基準が設けられております。これについては24時間以上の測定をこの条件として定められているにもかかわらず、短時間の測定で具体的な数値をお出しになっているということで、私どもは批判というんか、少し

反論をさせていただいているということでございます。さらに申し上げれば、ベンゼンの短時間の振れ幅というのか、非常に高いものであるということも併せて申し上げます。

次に未知物質、いわゆるアンノウンの物質に関してのご質問でございます。専門委員会でも話題になっております。専門委員会においてはアンノウンの物質を含めて、いわゆる未知物質も含めて活性炭吸着塔で90%以上除去できるということでの実験結果も出ておりますので、ご参照までをお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 松尾議員。

○9番（松尾 信次君） 今答弁ありましたけども、非メタンの減少が確かに少ないということは認められたんですけどね。理由を検証せずして廃プラ施設に求められても困るという話ですけども、理由を言ってますやないか、実際言って。工場が減ってるんですよ。自動車の排ガス規制も強まってるんですよ。なぜこれが増えたのかということですよ。そのことについて実際に指摘されているわけですよ。これなにもあなた方は具体的に明らかにせんと、理由も言わずなんてことはおかしいですよ。理由を言った上で証言されているわけです。実際の大気の調査をやった上で言われているということですね。しかもこの予定地周辺の大気の状態というのは実際に化学物質が発生しているという状況が具体的に変わったわけですからね。しかもこれが疫学調査とも符合するわけです。そういう調査がやられているにもかかわらず、頭から安全だ、大丈夫だということでは、これは全くお話にならないというふうに思いますし、ましてこのベンゼンの問題につきましては時間が少ないからなんてことは全く言えない話でありますから、であるならばしっかり調査すべきだということも改めて求めますし、十分にこのような証言については受け止めるべきであるということも改めて申し上げたいと思います。

特に私は柳沢先生の証言の最後に非常に印象に残りましたのは、化学物質過敏症ですね。これは20年前に誰もというか、ほとんどの人が存在すら見えてなかったと、あるいは50年前にはダイオキシンというのは誰も存在しなかったと、こういうふうに未知の物質だったわけですね。それで事後に問題起こってから具体的な対応というのがあったという話ですよ。だからそういうことを繰り返してはならないと。事前に恐れがある場合については、事前にこれを防止をするということですね。こういう対応をしなければいかんということが、実際にこうした具体的なデータを示して、しかも環境省の実際の調査を使ってこれが示されているわけです。そういう点を私たちはぜ

ひこのことをあなた方が踏まえてやるべきだということを強く申し上げたい。

日本の場合は健康被害や環境破壊に対して事実が発生して何年もしてから、裁判になってようやく住民がいろいろ言ってから事後救済とか賠償というのがされていたわけですね。これを事前の予防や防止に転換していくと、こういう予防原則の立場に立ってやるべきであると考えますので、ぜひともこの点につきましては、私はこうした可能性があるということについては十分踏まえて、4市リサイクル組合が施設の建設については中止をすることを改めて求めまして、質問を終わります。

○議長（三木 静夫君） これにて松尾議員の一般質問を終結します。次に岸田議員の質問を許します。岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） 四條畷市選出の岸田敦子です。私も一般質問の通告に沿って質問させていただきますけれども、先ほど来の各議員さんの皆さんの質問とかなり重なる点もあろうかと思いますが、通告に従って質問をさせていただきます。

まず1点目は疫学調査と4市リサイクルプラザ周辺の大気調査についてです。4市リサイクルプラザの建設差し止め請求訴訟で、先日、2月6日に行われた岡山大学大学院の津田教授と東京大学大学院の柳沢教授による口頭弁論での証言は、毎日新聞でも1面トップも含め2度も取り上げられるなど、波紋を呼んでいます。四條畷の市民もあの記事を読んで、「人ごとではないと感じた」との感想も寄せられています。

先日、2月6日の裁判を私も傍聴に行きました。その中で津田教授は寝屋川市の太秦東ヶ丘、太秦桜ヶ丘、石津東の住民計1495人から寄せられた回答、回答率94.7%に基づいて分析した結果、リサイクル・アンド・イコール社の工場での処理工程で出た物質による大気汚染被害と考えられ、工場操業と住民の健康被害の因果関係を強く示していることの根拠を質問に基づいて詳しく説明をされました。杉並病の公害等調整委員会で証言もされている津田教授は、杉並病と本件を比較したら、杉並の400m以内で比較しても、寝屋川の方が3倍程度の被害が発生していると指摘し、最後に津田教授は、対策をできるだけ早く考えるべきである。操業を中止して、早期に検討すべき内容と考えていると述べ、リサイクル・アンド・イコール社の工場の操業だけでもかなり強い影響があることを述べられました。

この指摘を重く受け止め、構成4市と4市リサイクル組合が協力し、一刻も早く疫学調査を実施すべきと考えます。見解を求めます。

また、これらの事実が突きつけられた今、本当に建設を進めていいとお考えなのでしょうか。周辺住民の健康被害の因果関係がはっきりするまで建設を中止すべきとき

ではありませんか。見解を求めます。

2番目に活性炭についてです。この問題については毎議会ごとに質問をしていますが、この段階になってもいまだ詳細が明らかになっていませんでした。先ほどのご答弁があって多少明らかになりましたが、前回の議会では、添着炭の使用も視野に入れてと言われていますが、どのような種類の活性炭が使用されるのか、またその活性炭の吸着能力はどのようなものか分からないままでは、安全性は確保できると口で言われても、その根拠が示されないままでは納得できません。今の段階でもまだ活性炭の種類や量は決まっていないのですか。このご答弁は繰り返しになりますが、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 岸田議員のご質問に順次お答えを申し上げます。

まず疫学調査を実施すべきとのご指摘でございますが、私どもの施設は現在、建設中ございまして、原因施設ではございませんので、組合としては疫学調査を実施すべき理由はないと考えております。

次に建設を中止するべきときであるとのご指摘でございますが、以前から申し上げておりますとおり、本組合施設の稼働に関しては、安全性・環境影響については専門委員会において検討していただき、その検討の結果、発生すると予想される有害ガスは小さい値であること、換気設備及び排気浄化用の活性炭吸着塔を通過させればトルエン換算値で90%以上除去できることから、排気中に残存する物質はごくわずかであり、周辺環境にほとんど影響を与えないという判断をいただいております。環境に十分配慮した施設建設を進めております。

次に活性炭の種類と量についてのご質問でございますが、活性炭の種類につきましてはヤシ殻の活性炭を使用する予定といたしております。また、使用量につきましては原臭濃度処理時における活性炭との接触時間と吸着量から約8トンを使用いたしております。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） では、まず疫学調査の問題などについて伺います。この疫学調査については住民が大学教授に依頼されて独自で行われたということで、住民にとったら相当の労力や、またお金などがかかってエネルギーが要る問題だと思います。住民はそれでも疫学調査をしたのは、それだけの被害の訴えがあったのと、これ以上の被害拡大を防ぎたいという強い思いの表れだと思っています。

先ほど来、住民合意について、そのことについてもこれからも努力をしていくという角度のご答弁があったと思います。住民合意に努力していくとおっしゃられるなら、こういった住民の不安に応じていく、そういうことも実施すべきだということを強く申し上げておきたいと思います。

先日、2月6日、裁判を傍聴しまして、この法廷には傍聴人が入りきれないほど詰めかけておられました。この内容について、昨年10月にまとめた疫学調査、いわゆるリサイクル・アンド・イコール社工場周辺住民の健康被害についての報告書、この内容がどういう目的で行われたのか、また調査の信頼性はどうか、調査方法はどのようなものか、またこの調査から分かるものは何かといったことなどが質問されて、疫学調査の正当性が立証されてきました。疫学報告書の中身については皆さんにも配布がされておられますし、新聞でも報道され、また昨年11月にも説明をされていますが、もう一度その調査の結論部分を強調しておきたいと思います。

まずリサイクル・アンド・イコール社の工場が平成18年4月から24時間操業を始めたということを前提で、その結論の1つ目には、工場より近い地域では平成17年7月に比べ平成18年7月の方が症状を有している。2点目は、平成18年7月の時点で工場に近づくほど発症しやすく、特に工場より700m以内に居住している住民が症状を発症しやすかった。3点目が、昼間在宅している住民はより症状を呈しやすく、粘膜症の症状以外にもイライラ、疲れやすさ、腰の痛みなど様々な症状を発症しやすかった。4点目が、関連があると思われる症状は喉が痛い、いがらっぽいなどの咽頭痛、咳、痰などの呼吸器症状、目がかゆい、目の痛み、目やになどの眼症状、湿疹などの皮膚症状で、その中でも工場より700m以内に居住し、昼間在宅する対象者には喉のいがらっぽさ、目のかゆみ、目の痛み、そして目やには5倍以上で、湿疹は12.4倍も2800mの地域と比較して多発していることになるというようなことが結論づけられていて、裁判中の証言では、平成18年と平成17年それぞれの咽頭痛、咳、目のあぶら、湿疹、この有病割合の変化の図が用いられておりまして、この4つの図から分かるものはという問いに、津田教授が平成17年に比べ平成18年の方がこれらの症状が多発し、工場に近いほど多発していることが分かったと証言して、また在宅している人の方が多発する理由はと聞かれると、工場近くにいる時間が長いことによるものと思われると証言しておられました。

この疫学調査は専門家のもとで行われているもので、この津田教授は裁判の証言の中でも塵灰と肺がんの因果関係や水俣病、また東京の大気汚染、そして杉並病につい

ての公害等調整委員会などの公害裁判で証言してきたというふうに言っておられて、そのような専門家が調査をして、工場稼働と健康被害の因果関係を強く示しているとしたものです。このことを重く受け止めるべきというふうに強く申し上げておきます。

先ほどこの疫学調査については横断研究というんですか、ちょっと言葉が聞き取れませんでした。この方法では因果関係を示すのは難しいと一般的に言われています。ご答弁されていましたが、そう言われる根拠はどういったものか、お伺いしたいと思います。

また、活性炭は先ほどご説明がありました。それは実際に使用する機械で実験をして、効能が確認された結果、使用するものなのか。物質の吸着は何種類の物質のものを測っているのか。こういった活性炭に関するデータを議員に示すように求めます。これは今すぐ用意ができますでしょうか。できなければ、いついただけるか。このこともお答えいただきたいと思います。

○議長（三木 静夫君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 先ほど来、疫学調査について具体的にお示しをいただきました。大変私どもも不勉強というのか、いわゆる疫学の専門家でないんで申し訳ないけども、よく分からない部分がたくさんございます。しかしながら、ご指摘いただいている内容をなんと言うのか、疫学の入門書というような形で市販されている本によりますと、この横断研究については利点として研究期間が短く、経済的、それから調査が比較的容易で、多くの対象者に対し多要因に関する調査が可能という利点がある反面、欠点としまして疾病と要因の時間的な前後関係が不明なため、因果関係の推測が困難、それから慢性疾患では疾病罹患前の要因ではなく、疾病罹患により変化した要因との関連を検討している可能性がある。それから研究対象要因が必ずしも真の要因ではなく、それと関連する他の要因が真の要因となることもあり得るというようなことがまとめとしてお示しになっております。そういうものから私どもがそのようにお答えをいたしております。

次に活性炭の吸着能力等についての性能比較ということでは、私ども現在1部だけ手元に資料を持っております。できるだけ早い機会に皆さんにお配りできるというふうに認識いたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（三木 静夫君） 岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） この疫学調査の報告書の補足という資料を私もいただいて

おりまして、私自身も疫学調査については素人ではありますが、ここに書かれている内容では、大気汚染の疫学では質問票が多く用いられてきたと。ここには2つほど質問票があることが書かれていて、BMRCまたATSDLD、私もちょっとこの中身はよく分からないですが、でも質問票が多く用いられてきていると、世界的にもそういった疫学調査が進められてきているということがもっと詳しく書かれています。そして先ほども申し上げましたように、この疫学調査は専門家のもとで行われたもので、素人が安易に入門書を引用してそういうことを言うべきではないということをおし上げておきたいと思えます。

そして活性炭で廃プラから発生する化学物質が除去できない物質があるという問題も私も以前から指摘をしておりますし、また石村議員も今日、新宿中継所の様子なども指摘をしておられました。今回示した活性炭がどの程度それらの化学物質に対応できるものか分かるデータを提示をするとともに、どのような実験あるいは計算に基づくデータかも分かる資料を、これからも1回いただいても、それで納得できなければ要求していくということをおし上げておきたいと思えます。

そして最後に、空気の状態等健康被害の実態が裁判で明らかになる中、今一度これ以上の被害を食い止める対策を構成4市と、また4市組合議会は真剣に考えるべきではないかとより感じています。住民との間で相当の隔たりがあつて、住民合意に努力しているという言葉は何の説得力も根拠もなく、空しく聞こえるだけで、住民との溝は深まるばかりと感じます。周辺住民の健康被害の因果関係がはっきりするまで建設を中止すべきと再度強く申し述べて、質問を終わります。

○議長（三木 静夫君） これにて岸田議員の一般質問を終結します。以上をもって一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

閉会に際し、管理者からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日はすべての案件について慎重なご審議をいただき、ご可決を賜りまして誠にありがとうございました。本日賜りましたご意見、ご質問等につきましては、十分精査をし、今後の組合運営に活かしてまいりたいと存じますので、今後ともより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びになりましたが、議員の皆様方におかれましてはご健康にご留意をいただきま

すとともに、今後ますますのご活躍を心よりお祈り申し上げまして、誠に簡単でございますけれども、閉会に際しましてのごあいさつとさせていただきます。誠にご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（三木 静夫君） それでは閉会にあたりまして私からも一言ごあいさつを申し上げたいというふうに思います。

本日はここに無事、平成19年第1回定例会のすべての日程を終えることができました。議員の皆さん、理事者の皆さん及びすべて関係者の皆さんのご協力に心から御礼申し上げたいと思います。

今後は、管理者をはじめとして理事者の皆さんにおかれましては、引き続き安全に十分留意され、適正かつ円滑な事業の推進に一層の努力をされることをお願いいたします。

議員の皆さん方におかれましては、それぞれの議会で3月定例会を間近に控えまして大変お忙しいところ、本当にご苦労さまでございました。

さて、本年は例年になく暖冬の中で立春を迎えまして、早くも春らしくなっておりますが、まだまだ寒暖の差が著しく、風邪を引かれませんかように十分体にご留意いただきますようお願いいたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。ご苦労さまでした。

以上をもちまして北河内4市リサイクル施設組合議会平成19年第1回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（午後4時29分 閉会）

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 三木 静夫

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 岡林 薫

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 安田 勇

平成19年2月13日 北河内4市リサイクル施設組合議会
平成19年第1回定例会付議事件一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	会期の決定	平成19年2月13日	決 定	会期1日間
議案第1号	平成18年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算(第2号)	平成19年2月13日	原案可決	
議案第2号	北河内4市リサイクル施設組合職員定数条例等の一部改正について	平成19年2月13日	原案可決	
議案第3号	平成19年度北河内4市リサイクル施設組合予算	平成19年2月13日	原案可決	
—	一般質問	平成19年2月13日	許 可	扇谷 昭 石村 淳子 松尾 信次 岸田 敦子